

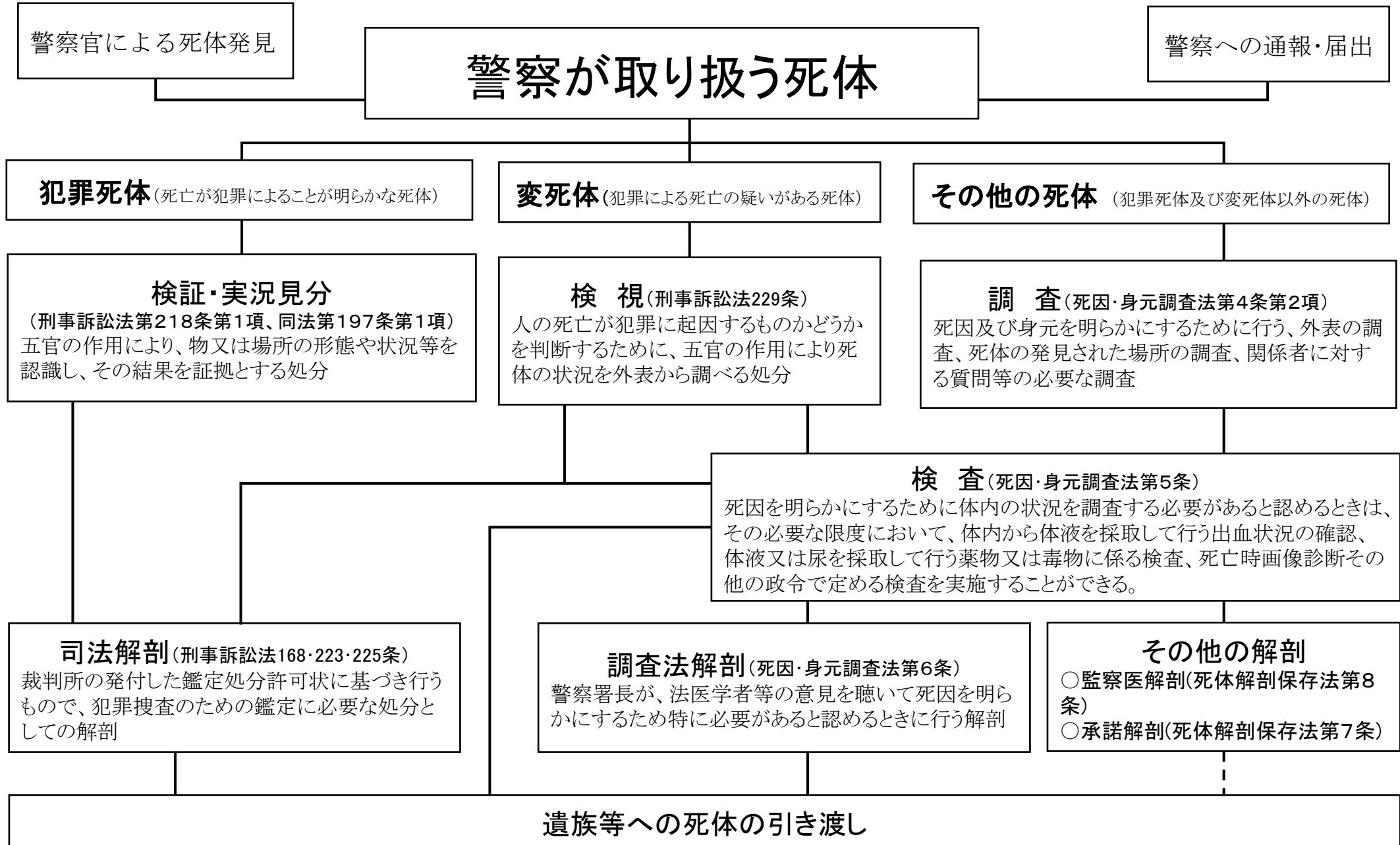


死因究明等推進計画に基づく 施策の推進状況について

令和5年7月27日

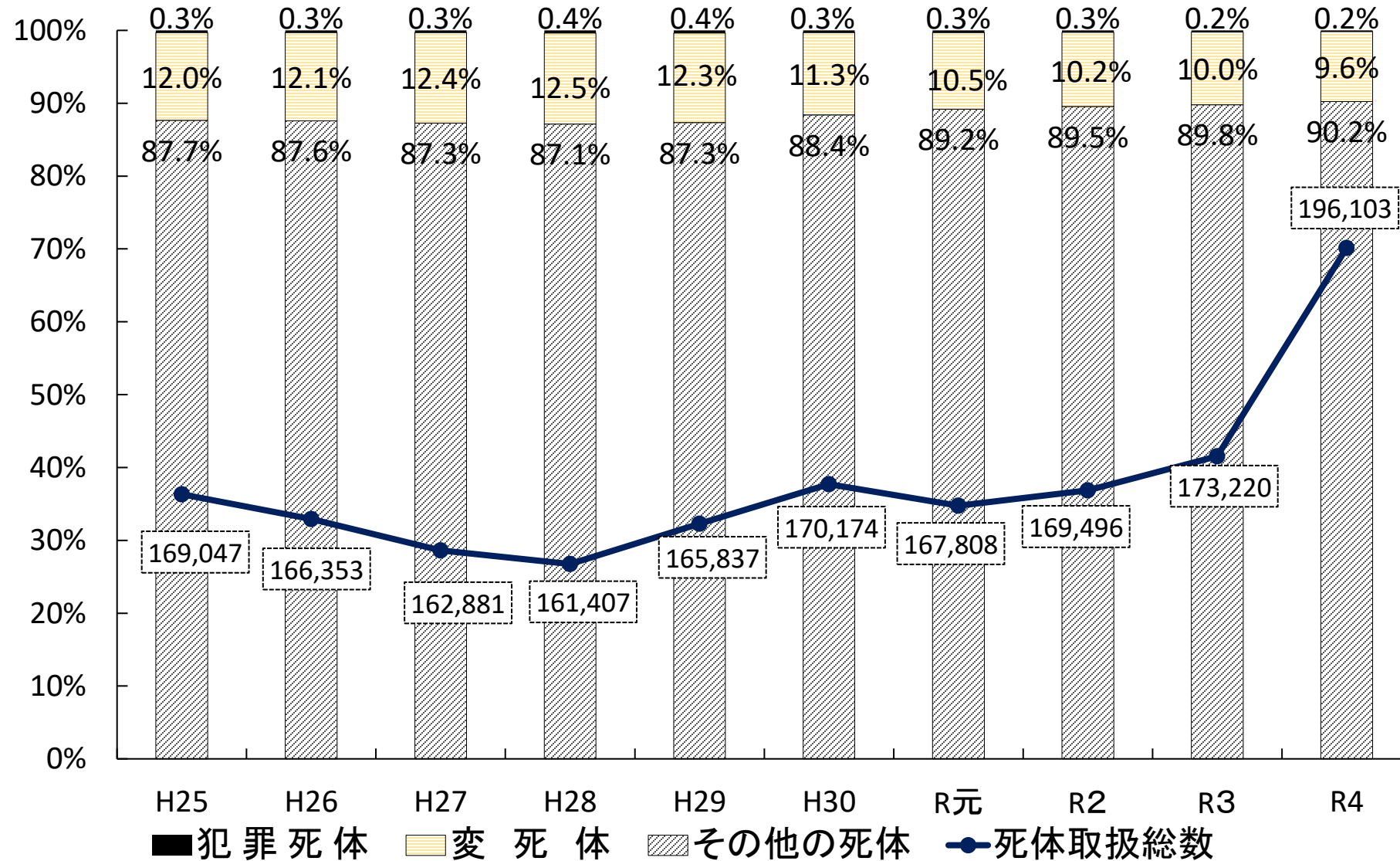
警察庁

警察における死体取扱いの流れ



警察取扱死体数等の推移(H25~R4)

- 令和4年の死体取扱数:19万6,103体
 - 統計の残存する平成10年以降で最多
- 「その他の死体」が全体のほぼ9割を占めている



死因究明等推進計画に基づく施策の進捗状況

○ 検視官、検視官補助者等に対する教育訓練

- ◆ 検視官及び検視官補助者を対象とした研修において、法医学者、歯科法医学者等による講義等を実施
- ◆ 死体取扱業務に従事する警察官等にする研修を実施

○ 効果的かつ効率的な検視官の運用

- ◆ 検視官の臨場率 平成19年:11.9% → 令和4年:76.6%
- ◆ 引き続き、積極的な現場臨場により、警察署の警察官に対する指導・助言等を推進

(映像伝送装置の活用)

- ◆ 令和5年1月からは、全都道府県警察において、映像伝送装置を活用した死体取扱業務を試行中

○ 必要な検査及び解剖の確実な実施

- ◆ 令和4年中の状況
 - 薬毒物検査:18万4,429件(警察の死体取扱数の94.0%)
 - 死亡時画像診断:1万8,429件(同9.3%)
 - 解剖:1万8,724件(同9.5%)
(内訳)司法解剖:9,016件 調査法解剖:3,273件 (参考)その他の解剖:6,435件

○ 身元確認の徹底

- ◆ 身元確認照会システムの適正かつ効果的な運用
- ◆ DNA鑑定を適切に実施するための鑑定体制の整備
- ◆ 大規模災害等における歯科所見情報の照会要領の策定